相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県刈羽郡刈羽村大字滝谷一七六五番地、最後の住所新潟県柏崎市大字劔一六三番地一一　被相続人　亡　林　信明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十二日

事務所新潟県柏崎市学校町四番七五―一〇一号　相続財産管理人　宮田知津子

第44期決算公告

平成29年2月22日

東京都江東区東陽7丁目5番8号

株式会社トータク

代表取締役　大野美智留

貸借対照表の要旨（平成28年3月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	135
	固定資産	155
	合計	290
負債及び純資産の部	流動負債	137
	固定負債	60
	株主資本	92
	資本金	241
	資本剰余金	231
	資本準備金	231
	利益剰余金	△ 379
	その他利益剰余金	△ 379
	（うち当期純損失）	(88)
	合計	290

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億三千百二十万円、資本準備金の額を二億三千百二十万円それぞれ減少することにいたしました。

株主総会の決議は、平成二十九年二月二十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十九年二月二十二日

東京都江東区東陽七丁目五番八号　株式会社トータク

代表取締役　大野美智留

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市中央通り一丁目二四番地、最後の住所富山市二口町三丁目三番地七ラ・ネージュ・ダイワ一〇一号　被相続人　亡　荒井　直志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十二日

富山市西田地方町一丁目五番二五号　浦崎・南法律事務所

相続財産管理人　弁護士　南　果

第55期決算公告

平成29年2月22日

北海道岩見沢市四条東十二丁目

共進工業株式会社

代表取締役　新川　勝久

貸借対照表の要旨（平成28年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	603,660
	固定資産	88,555
	合計	692,215
負債及び純資産の部	流動負債	308,966
	固定負債	226,031
	株主資本	157,218
	資本金	160,000
	利益剰余金	218
	（その他利益剰余金）	(218)
	（うち当期純利益）	(21,042)
	自己株式	△3,000
	合計	692,215

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千万円減少し五千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十九年三月三十日であり、株主総会の決議は、平成二十九年二月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十九年二月二十二日

北海道岩見沢市四条東十二丁目　共進工業株式会社

代表取締役　新川　勝久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県一宮市新生一丁目三番地六、最後の住所愛知県一宮市新生一丁目三番七号　被相続人　亡　水野　紀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十二日

愛知県一宮市本町四丁目一番三号ＩＴＫビル六〇二平尾法律事務所

相続財産管理人　弁護士　平尾　憲一

第66期決算公告　平成29年2月22日

京都市中京区錦小路通烏丸西入占出山町316番地

松田株式会社

代表取締役　松田　香苗

貸借対照表の要旨（平成28年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	447,408
	固定資産	228,552
	合計	675,961
負債及び純資産の部	流動負債	189,633
	固定負債	53,301
	株主資本	433,026
	資本金	50,000
	利益剰余金	537,834
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	525,334
	（うち当期純利益）	(293)
	自己株式	△154,808
	合計	675,961

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十九年四月一日であり、株主総会の決議は、平成二十九年一月三十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十九年二月二十二日

京都市中京区錦小路通烏丸西入占出山町三一六番地　松田株式会社

代表取締役　松田　香苗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府亀岡市篠町森東垣内一番地七五、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　橋本　義博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十二日

京都市中京区烏丸通丸太町下ル東側　オクムラビル三階　渡辺・玉村法律事務所

相続財産管理人　弁護士　玉村　匡

第63期決算公告

平成29年2月22日

広島市中区上幟町7番1号

株式会社吉川旅館

代表取締役　高橋　澄江

貸借対照表の要旨

（平成28年9月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	71,448
	固定資産	372,047
	繰延資産	824
	合計	444,319
負債及び純資産の部	流動負債	5,231
	固定負債	886,584
	株主資本	△ 447,496
	資本金	50,000
	利益剰余金	△ 497,496
	その他利益剰余金	△ 497,496
	（うち当期純利益）	(754)
	合計	444,319

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のホテル事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)確定した最終事業年度はありません。

(乙)左記のとおりです。

平成二十九年二月二十二日

広島市中区上幟町七番一号　(甲)株式会社きっかわ　代表取締役　高橋　伸光

広島市中区上幟町七番一号　(乙)株式会社吉川旅館　代表取締役　高橋　澄江